

国際標準記録史料記述（一般原則）適用の試み

——諸家文書の場合——

森本祥子

一、 はじめに

一九九二年、モントリオールで開かれた国際文書館評議会の大会の場で「国際標準記録史料記述一般規則(General International Standard Archival Description)」が最終的に議論され、翌年に成案となった。これは、その略称 ISAD(G)から容易に推測できるように、図書館界の ISBD シリーズにならって、記録史料の記述を国際的に標準化しようという試みである。

史料記述の標準化はこの国でも大きな課題であり、それぞれに標準をつくらうと試みられてきた。アメリカ合衆国 GAPP(M(Archives, Private Papers and Manuscripts)、カナダ RAD(Rules for Archival Description)、イギリス SMAD2(Manual of Archival Description, 2nd edition)が国際的にも良く知られているところである。しかし、こうして英語圏の国々でもそれぞれに個別の規則が提示されていることが、たとえ言語を同じくしても規則の共有は難しいという状況を示している。それは、問題は単に言語の如何にかぎらず、文書の扱いや保存・利用といった、国毎さ

らには地域毎の伝統が異なるため、容易には他国の伝統に則った標準が馴染まないからである。

それが、ISAD(G)が提示されるや、国を越えて採用あるいは検討する動きが急速にひろまっている。ISAD(G)の提示は、前出の諸規則の存在という下地とそれらの調整という現実的妥協によって実現したという側面ももつが、それでも提示後に多方面での採用を促進しえたのは、国際的な標準化とは何を標準化することなのか、そのためには何が必要で何が不要か、という点を明確にふまえてまとめられているからであろう。記録史料記述の標準化は、国内での話から一気に国際的な問題となったのである。

ISAD(G)は記述作業の電算化と直接は関係ない。しかし、それがコンピュータを使用した記述、さらには国際的なネットワーク上でのオンライン検索を視野にいたれたものであることは明白である。国や地域によって事情は違うであろうが、現在の日本の文書館の場合は、大型計算機やワークステーションを独自に持つというのは無理でも、パソコンの使用はごく普通に行われている。インターネットという言葉も、もはや目新しいものではない。こうした状況にある以上、ISAD(G)の日本への適用を考えると、コンピュータ処理についても視野に入れなければ、現実的な標準化の議論はできない。

記録史料の記述の標準化と電算化の問題はそれぞれ異なった技術に関するものであり、別々に議論するのが技術的には正しいかもしれない。しかし本稿ではあえて両方をあわせて検討することにする。それは、実際に一文書館が記述の標準としてISAD(G)を採用し、何らかのコンピュータシステムを使って作業を進めるといふ状況を想定し、その場合にどのような問題がおこるのかをできるだけ具体的に明らかにすることが本稿の目的だからである。

本稿は、国文学研究資料館史料館の所蔵する一史料群（いわゆる諸家文書）を素材に、筆者の手持ちのノート型パソコンで行ったISAD(G)にもとづく記録史料記述の試みを通して明らかにしたことを、まとめたものである。

ここで諸家文書を素材にし、パソコンで整理したのには理由がある。文書は、行政文書のように作成されたシステムがはつきりしているもの（企業なども含めて、組織の業務遂行上作成された文書）と、個人レベルで集積したり、様々な由来のものが混在する諸家文書と、二種類に分けられよう。ISAD(G)の項目だてをみると、前者を主たる対象として想定していることが窺われる。もちろん後者を排除するものではなく、じっさいにISAD(G)に挙げられている具体例からも、私文書への配慮は見られる。しかし、現代の行政文書の場合は、その蓄積・整理のシステムについては日本も他の国とさほど変わらないと想像され、従ってISAD(G)が比較的容易に適用できるのではないかと予想されるのと異なり、様々な性格の文書や書籍・モノさえも含み、欧米的な発想とは無縁に長期間保存され、かつ整理方法について一定の共通認識のできあがつている諸家文書で、ISAD(G)ののっとった記述がうまくいかなければ、標準として採用するのは難しい。このような判断から諸家文書を素材とすることにしたが、じっさい、諸家文書ならではと思われる問題点も実験を通じてあきらかになった。

また、パソコンを使用したのも、その程度のコンピュータでどこまで出来るかを考えたからである。コンピュータの世界では、一時の大型化がなりをひそめ、技術の進歩とともにダウンサイジングが進んでいる。パソコンの能力も以前からすれば大きく進歩したという。それでもパソコンサイズでは多くの限界があるが、では大型システムで解決できればそれでいいか、というところではあるまい。国立レベルあるいは県レベルで大型システムを導入して複雑な検索を可能にしても、それが多くの予算規模の小さな組織にとって手の届かない金額を要するものであれば、意味がないからである。イギリスの例だが、スコットランド地域国立公文書館で開発され、市販もされている「C10」⁽¹⁾というシステムは優秀だが、高額すぎて購入できないところが多く、結果として普及していないという。また、いずればより大型のシステムの導入が期待される場合でも、可能な範囲での電算化とそれによる省力化をまずは

実現し、その経験を通じて課題を明らかにしておくことは、今後システムを改良・開発していくうえで欠かせない過程である。

なお、はじめに本稿でいう「標準化」という表現について確認しておきたい。これはとりもなおさずISAD(G)のめざす標準化の意味について確認することである。これまでのわが国での議論では、「標準化」といった時には、記述する各項目に如何に記載するか、についてを問題とすることが多かったように思う。例えば、「乍恐・・・」と冒頭に記された一紙ものの表題のとりかたや、整理者が表題を与えたり補った場合にはどのようなカッコをつけるべきか、といったことである。しかし、同時に、目録にはどのような情報を盛り込むべきか（そのためにはどのような項目をたてるべきか）、という議論も多くあったのであり、ISAD(G)はこの点についての標準化である。従って、本稿で作成した目録のなかで前者の意味での標準化はあまり意識していない。とくにデータ交換やコンピュータ上の検索を考えると、これもいずれは標準化すべきであるのは言うまでもないが、筆者の能力不足により今回そこまでは配慮しえなかった。

二、国際標準記録史料記述について

(一) ISAD(G)について

ISAD(G)の成立の過程については、すでに河野敬一氏による紹介、および青山英幸氏による解説があり、筆者は両氏以上のことを披瀝しえないが、それら及びISAD(G)本文にもとづいて、あらためてその構成をここで確認しておきたい(図1参照)。

General International Standard Archival Description
国際標準記録史料記述：一般原則

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1. IDENTITY STATEMENT AREA | 1 個別情報のエリア |
| 1.1 Reference code | 1.1 レファレンス・コード |
| 1.2 Title | 1.2 表題 |
| 1.3 Dates of creation of the material in the unit of description | 1.3 記述単位に含まれる資料の作成 年月日 |
| 1.4 Level of description | 1.4 記述のレベル |
| 1.5 Extent of the unit of description | 1.5 記述単位の規模 |
| 2. CONTEXT AREA | 2 成立の経緯に関するエリア |
| 2.1 Name of creator | 2.1 作成者名称 |
| 2.2 Administrative / Biographical history | 2.2 組織歴・伝記 |
| 2.3 Dates of accumulation of the unit of description | 2.3 記述単位の年代域 |
| 2.4 Custodial history | 2.4 伝来 |
| 2.5 Immediate source of acquisition | 2.5 資料入手先 |
| 3. CONTENT AND STRUCTURE AREA | 3 内容および構造のエリア |
| 3.1 Scope and content / Abstract | 3.1 範囲と内容・要約 |
| 3.2 Appraisal, destruction and scheduling information | 3.2 評価、廃棄処分、保存年限について の情報 |
| 3.3 Accruals | 3.3 追加受入 |
| 3.4 System of arrangement | 3.4 整理の方法 |
| 4. CONDITIONS OF ACCESS AND USE AREA | 4 公開および利用条件のエリア |
| 4.1 Legal status | 4.1 法的位置付け |
| 4.2 Access conditions | 4.2 利用条件 |
| 4.3 Copyright / Conditions governing reproduction | 4.3 著作権・複写に伴う条件 |
| 4.4 Language of material | 4.4 資料の使用言語 |
| 4.5 Physical characteristics | 4.5 物理的な特徴 |
| 4.6 Finding aids | 4.6 検索手段 |
| 5. ALLIED MATERIALS AREA | 5 関連する資料のエリア |
| 5.1 Location of originals | 5.1 オリジナル資料の所在 |
| 5.2 Existence of copies | 5.2 複製の存在 |
| 5.3 Related units of description | 5.3 関連する記述単位 |
| 5.4 Associated material | 5.4 関連する資料 |
| 5.5 Publication note | 5.5 出版情報 |
| 6. NOTE AREA | 6 覚書のエリア |
| 6.1 Note | 6.1 覚書 |

記録史料記述の国際標準化がめざすものは、

- ・ 継続的で、適切かつ自己完結的な記述の確立
- ・ 記録史料に関する情報の検索や交換の便宜をはかること
- ・ 典拠データの共有を可能にすること

・ 種々の施設での記述をひとつの情報システムへ統合すること

という大きな流れであり、ISAD(G)はその第一歩を記したものである。そのために、記録史料記述に必要な要素を五エリア二六項目指定し、同時に史料群の階層構造をふまえた記述をすることとした。すなわち、史料群の階層を「フォンド」「シリーズ」「ファイル」「アイテム」の四層（必要であればサブ・フォンド、サブ・シリーズなどの形でのレベル分化も可能）と考え、そのうちのどのレベルでの記述でも、二六要素の内必要なものを用いての記述が可能であり、また情報をこのように整理することで国際的な情報交換が進むと考えた。あわせて、ある史料群について複数レベルでの記述をする場合、上位レベルにおいて記述されたことは下位レベルでは繰り返さない、ということも決められた。

ここで注目すべきは、各要素内の記述のしかたには細かいルールはない、という点である。むしろISAD(G)では具体例のなかで、多様でありうることを示唆するような例をあげている。たとえば記述対象の量を示すのに、点数を書いてもよいし、書架延長で表示しても良い、という具合である。当然ながら、使用言語は何でもよく、仮表題などの表記方法も国や地域の習慣に従うこと、となっている。

この点が、従来考えられてきた標準化との大きな違いであろう。すなわち、ISAD(G)がめざすのは、記述のための枠組みの提供であり、枠内での記述方法の詳細な規定ではない。ISAD(G)を第一歩とするICAの記述標準化のうき

は、まずは枠組みの共有を目指し、そのうえで「典拠コントロール」という方法で記載事項・方法の統一をめざしている。こうした考え方は徐々に定着しつつあり、ICAA以外でも、例えばイギリスでは独自に全国図書館評議会(National Council on Archives)が名称(組織、個人名、地名など)に関する典拠づくりを行っている⁽⁴⁾。今回の実験は記述項目の標準化にシフトして実験をした、とさきに述べたが、これはこうした流れの中にあるISAD(G)のこのような性格にもとづくものである。

(二) 各国におけるISAD(G)への反応

デンマーク国立文書館が一九九四年に行ったヨーロッパの文書館を主たる対象とする調査で、少なくとも六システムがISAD(G)を標準として採用しているとの回答を得た、と同館のシユタインマルクは報告している⁽⁵⁾。これらのシステムは、国立レベルの文書館に限らず、商業ベースで開発されたものもあり、国もカナダ、フィンランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、ドイツ、と多岐に渡っている。また、この調査には「国内の伝統的な記述方法を採用している」と回答しているオランダ中央公文書館でも、今後はISAD(G)を基準にいくことがすでに一九九四年二段階で考えられている⁽⁶⁾。さらに、「もともとMADGを独自に開発していたイギリスでは国内標準のみに準じている」とデンマークの調査では報告されているが、今春グラスゴー大学をホストに開催された「インターネットに関する問題の検討会議(Exploring Internet Issues Conference)」においては、ISAD(G)を史料群レベルの記述に適用したイギリスの事例報告が二件(大学文書館一件、市文書館一件)なされている⁽⁷⁾。欧米ではすでに、史料群の階層構造にもとづいた記述を含めて、ISAD(G)のもとになった諸種の標準に関する知識が普及しており、それらに則った記述がかなり行われているため、ISAD(G)が受け入れられやすいようである⁽⁸⁾。非欧米圏では、中国でも採用が検討されて

いるとのことである。⁽⁹⁾このように、ISAD(G)の開発委員会にメンバーをだしていなかった国でも、積極的にこの国際標準を取り入れようという動きがかなりある。

いつぼう日本の状況をみてみると、ISAD(G)という言葉がはじめて紹介されたのは、一九九三年であろう。⁽¹⁰⁾そして一九九五年になって、その成立までの流れや内容についても紹介され⁽¹¹⁾、さらに続けて、ようやく全文翻訳がなった。⁽¹²⁾筆者の管見では、国文学研究資料館史料館編集の『史料館収蔵史料総覧』にその思想がとりいれられていることと、マイケル・クック氏を招いてのクロースド・セミナーにおいて北海道立文書館所蔵の開拓使文書を素材にした記述実験が報告されたのみで、⁽¹³⁾残念ながらISAD(G)の定着はおろか、その存在が広く知られているとはいえない状況である。とくに後者の実験は国内ではおそらく初の具体的な試みだが、現段階では広く成果を共有するにいたっていないのが残念である。このような状態であるので、ISAD(G)についての具体的な論議はいまだ殆どなされていない。

日本でも国内レベルでの記述の標準化については模索されてきたが、これまでは機関毎の目録作りの方法やそこで工夫がばらばらに報告されているのがほとんどであった。その中で、岡山大学所蔵池田家文庫のマイクロ化を契機にあらたに編成された目録の作成を通じて、中野美智子氏が図書館界の日本目録規則や英米目録規則をベースに近世史料整理の伝統もふまえて提示した目録論は、一文庫の目録づくりの実験報告にとどまらず、はばひろい標準化が志向されている。⁽¹⁵⁾中野氏の考察は、『日本目録規則一九八七年版』で非刊行物の記述を規定するか否かの問題がもちあがったこともあって、詳細かつ具体的に記録史料記述の方法が検討されることとなった。⁽¹⁶⁾たとえば、従来の近世史料目録では、作成や日付の概念が曖昧であったことを指摘し、それをクリアするにはどのような項目だてをすればよいか、池田家文庫整理の経験をふまえて提示している。項目だてに対する着想はISAD(G)と通じる部分が多いが、標準化のベースを図書館での記述規則においているために、理論的には整理されていてもなじみにくい部分が残された。

結果として、日本目録規則に非刊行物の記述規則を入れるという案は取り下げられ、中野氏自身も今の段階では図書館側で規定すべきでない」と結論を出しているが、ここでの議論の成果は重要である。それは、記録史料独自の記述標準が必要であることがあらためて確認された、そして、標準化をめざすために解決すべき伝統的目録のもつ問題点がこの議論を通じて明らかにされた、という成果があったからである。

こうした状況下でISAD(G)が提示されたからには、これを積極的に受けとめる必要がある。ISAD(G)は真に国際標準として機能しうるのか、すなわち日本の文書にもなじむのか、検討結果を蓄積して行かねばならない。

三、ISAD(G)適用の実験

(一) 実験の概略

あらためて、今回の実験について述べる。今回記述の素材としたのは、国文学研究資料館史料館所蔵の「出羽国村山郡観音寺村岡田家文書」という小さな文書群である。昭和三四年に古書店を通じて購入したもので、中心となる観音寺村の岡田家の蓄積した文書群としても明らかにほんの一部にすぎず、関連の不明な近在の蟹沢村の支配関係文書も混在し、全部をあわせても書架延長三〇センチメートル弱、これまで仮整理のままであった。

この史料群を素材にISAD(G)の要素を用いて記述を行い、その作業にはパソコンを使用した。その経験からISAD(G)の汎用性および問題点を明らかにするのが、本稿の目的である。

ISAD(G)の適用例としては、既述のようにイギリスの二例および国文学研究資料館史料館の例があるが、いずれもフォントレベルでの記述であった。これは、各館の現実的要請に基づいた結果であるが、これだけでは、ISAD(G)

いう「全レベルの記述に対応しうる」という点が検討されたとはまだ言えない。従って今回の実験では、あえて全レベルでの記述を試みることにした。

つぎに、具体的な目録作成の作業手順について記しておく。

今回の実験では、作成した記述はコンピュータ上での利用とともに、そのデータを使用して印刷目録を作成することも想定した。それは、実験結果をここに報告するということもあるが、現実には多くの図書館ではコンピュータを使用しつづもなんらかのハードコピーで利用者に目録を提供していることを考えると、版下づくりをシステムで行うことは想定すべきと考えたからである。

今回の実験で使用したデータベースについてまず記しておく。

ハードウェア…アップル社 マッキントッシュ・パワーブック・190cs (いわゆるノート型パソコン、一九九六年四月入手)

日本語入力プログラム…ジャストシステム社 ATOK8

データベースソフト…クラリス社 ファイルメーカープロ2.1 (以下、ファイルメーカーとよぶ)

ここでマッキントッシュを使用したのは、筆者が日頃使用しているパソコンだからであり、データベースソフトは、市販のマッキントッシュ用のものの中で最も使いやすく、かつ有能であるとのことから、採用した。一般に簡易データベースとしてはMSDOSにのる「桐」(管理工学研究所)を使用することが多いが、ファイルメーカーはそれに似た機能をもつ。ただし、「桐」に比べて機能の選択肢は少ないと思われるが、一方でレイアウトがワープロ並に自由がきく点ではファイルメーカーの方が優秀かと思う。

ファイルメーカーでは、基本レイアウトは、白紙の上に設定したフィールドすべてが一列に縦に並ぶ、というもの

で、一レコードにつき一画面でカード型に似ている。今回の実験の場合、基本となるISAD(G)の二六要素のフィールドに加えて、ソート用に年代順ソート欄および印刷目録用ソート欄(年代順ソートを基本にして、手を加えたもの)、また検索用に分類欄を設定し、入力の基本レイアウトで行った。なお、入力時には各要素の名称はISAD(G)のものをそのまま利用したが、シリーズ以下のレベルの印刷用レイアウトで見出しとするにあたっては、従来の用語を考慮しつつISAD(G)の定義が表現できるよう、あらためて各要素に名称を付与した。今回添付印刷例で使用した用語は、それぞれとは「レベル→記述のレベル」「表題→表題」「記載年代→記述単位に含まれる資料の作成年月日」「作成年代→記述単位の年代域」「作成者・宛先→作成者名称」「数量→記述単位の規模」「請求番号→レファレンス・コード」「備考→覚書」である。なお、このレベルでこのように項目が少ない理由については、次節で述べる。

データベースのレイアウトは、基本から必要なフィールドを選んで様々に設定することができる。表形式のレイアウトもできるが、添付印刷例のようになり、縦の罫線を伴う一覧表形式にはうまくならないのが、目録としては残念である。フィールドやレイアウトは入力作業の途中でも追加・削除することができ、その点では「桐」と同じである。またフィールドの大きさや位置はカーソルをあわせてマウスで移動すれば簡単にレイアウトでき、フィールド内の文字についても、ポイント数・字体など、通常のワープロと同じように自由に設定できる。従って、たとえば表題中で宛先を示す「江」を少し小さく表記したい、と思ったらその文字だけを指定してポイント数を下げればよい。イタリック指定も同様である。字体を変えたり、文字を小さくしても検索上はなら支障はないので、視覚的に見やすい記述と迅速な検索が両立する。

印刷は、ディスプレイで見えているとおりに印刷されるので、各フィールド毎に最長のデータを確認し、それに合わせてディスプレイ上でのフィールド枠を決めなければならない。この点は「桐」と違って不便を伴う。「桐」では、

データの長さに合わせて、データがすべて表示されるように自動的に枠を調節して印刷するからである。しかし、印刷目録ではこの欠点を逆手にとつて有効に利用することができた。すなわち、フィールド内を、印刷して現れる部分と隠れる部分とに分けて利用することができたのである。印刷目録の場合、一件の記述が無制限に長いことは好ましくない。そこで一件につき最長三行までとし、情報を編集した。例えば、作成者が多数の場合、印刷されるのは「久右衛門、他六名」のように編集した形だが、これもコンピュータ上の検索では個人名での検索の際に落ちることがないように、隠れる部分に全人名を入力した。なお、大きめに設定したフィールドでも、印刷の際にデータが少ないレコードは空白をつめて印刷するように指定できる。従つて、最長三行分をとつても、記述によつては一行、二行で済んでいるところもあるので、空白が多くなるという無駄はない。

いうまでもないが、収蔵史料の目録作成は史料館として重要な業務のひとつであり、筆者がここで本史料群についてそれをする能力はない。今回の整理はあくまでISAD(G)適用の実験のための私的なものであるので、請求番号は検索手段となつている「仮目録B」のものを尊重した。しかし対象史料群は仮整理であるため、一括して請求番号がひとつしかふられていない、ということが多々あり、そのような場合には、一点毎を識別するために枝番号をふつた。本稿に付した実験結果が史料利用者にながしかの参考となれば望外の喜びだが、史料を請求するさいには従来通りの「仮目録B」(閲覧室備え付け)に基づいて、その請求番号を用いる必要があることを、念のため記しておく。

作成した記述の一部は本稿末尾に掲載した。筆写の不勉強で未だ十分に整理できたとはいえないが、様々なレベルの記述の提示に関する安藤正人氏の提言もふまえ、各レベルの記述を上位から順に並べることを考えた。すなわち、全記述の最初にはフォンドレベルの記述、その後はサブ・フォンドごとに分け、各サブ・フォンド内ではまずサブ・フォンド全体の記述、ついでそれ以下のレベルの記述が来る、という体裁をとつた。こうすることで、様々なレベルの

記述にISAD(G)を用いた実験結果を簡潔に提示できると考えた。

(二) 実験に際して想定される問題点

本節では、実験にあたってあらかじめ予想される問題点について解決策の試案を提示する。ただし、項目だてにISAD(G)を適用するにあたっての問題は、これまでの研究蓄積もあまりないことから具体的には予想されにくいいため、電算化にかかわる問題が中心となった。

史料記述の電算化というときにまず問題になるのは、異体字や外字の扱いである。個人的に外字を作成しても互換性がないため、データ交換に際しては実用性がないからである。しかし、目録の役割にかんする考え方にもよるが、最近では目録記載はシンプルになる傾向にあるようである。つまり、目録は結局はオリジナル史料へと導く手段に過ぎないという考え方が増えてきている。だとすれば、史料の翻刻や全文テキスト・データベースと違い、必ずしも史料の文字づかいに忠実である必要はなく、外字や異体字は極力当用漢字にするなどの措置で問題を解決できる。これは検索という点からも考えられてよいだろう。すなわち、シソーラスの設定が完全でなければ、新字体と旧字体の同定はコンピュータにはできず、検索効率をあげるためには、用語は統一されていなければならないからである。従って、今回の実験では、旧字体を新字体に統一した。また、「*h*」を著す文字は「*y*」とポイントを下げ、かつイタリック体で表記した(例えば、目録中36(G/11/8))。

第二に、記述史料の時系列ソート法も考えておく必要がある。コンピュータ上の検索でも印刷目録作成のためでも、一定の秩序をもって時系列に並べる機能は欠かせない。当然ながら和年号のままではソートできないため、西暦に直して単純な数列にする必要がある。しかし、閏月や年欠などの事態にも対応しなければならぬため、最終的に並ん

で欲しい順序になるように数字を調整する必要がある。この問題はすでに中野栄夫氏が提唱している例（入力時の省力化を主としてめざしたもの）⁽¹⁸⁾や平瀬直樹氏の報告などもあり、⁽¹⁹⁾技術的な問題はもはやない。残る問題は、この数列表示の国内さらには国際的な統一であろう。世界史上には様々な暦法があり、現在でも西暦を用いないところもある。これらすべてが国際標準で提示されれば、真に国際的なデータ交換が可能になるはずである。

今回の実験では、これらの前例をもとに、ソート用に九桁の数字で年月日を表示するフィールドを設けた。これは頭から順に、年表示四桁、月表示三桁、日表示二桁である。年は基本的に西暦への単純変換だが、年欠の場合は「四〇〇〇」と入力した。月を三桁にしたのは、閏月および異名対策である。通常の三月ならば「〇三〇」と入力するが、閏三月の場合は「〇三五」とする。これで、閏三月が三月よりもあとにくるように並べられる。また、月の異名についても単純な数字表記と区別するために三桁目を「四」にし、例えば三月と閏三月の間に弥生がくるようにしたが、これは日表示を欠いている場合に限った。すべての異名を特別扱いすると、ソート後に視覚的にみた場合、たとえば「正月三日」が「一月二五日」よりもあとになるため、かえって時間の流れを把握しづらくなるからである。したがって、「安政二年正月」などと日付を欠く場合に限っての扱いとしたのである。なお、月欠は「四〇〇〇」で表示した。日表示は、通常はそのままだが、「朔日」は「〇〇」、「晦日」は「三五」、欠は「四〇」とした。設定の中で、月の異名および「朔日」「晦日」を数字と同じ扱いにしなかったのは、印刷結果を意識してのことである。視覚的にながめるとき、「正月」と「一月」が無秩序に混淆するよりは、それぞれがまとまって印刷されたほうが見た目に美しいのではないだろうか、という発想である。以上のように設定すると、たとえば年代表記の全くないものは「四〇〇〇四〇〇四〇」となる。また、特定はできないものの、史料内容よりだいたい時代が想定される場合もある。そのようなものは、目録上は「(弘化二年以後力)」などとあらわれ、年代表記欠の一番最初にくるように、年を「三九九九」

とするなど、微調整を行った。

ところで、今回使用したファイルメーカーでは、ルックアップという機能があり、あらかじめ設定しておけば、あのフィールドにデータを入力すると、別のフィールドには該当データが自動的に入力される、ということが可能である。「桐」でいえば「表引き」に近い機能であろうか。この機能を利用して、和暦の西暦変換をおこなった。このためにはあらかじめ和年号と西暦とを対照させたデータベースを作成する必要があり、多少手間がかかったが、その後の目録入力作業には非常な威力を発揮した。史料に記載のとおり「慶応三年」などと入力するだけで西暦のことを考える必要がなかったからである。また、このルックアップ用ファイル作成自体も、工夫次第でもっと手間が省けるだろう。

第三に、印刷目録の場合にはあまり関係ないが、コンピュータ上での利用を想定すると難しいのが検索の問題である。検索はそれ自体が大きな研究課題であり、本稿の実験のレベルで解決できるものでは決してない。しかし、有効な検索結果を得るためにはコントロールされた検索用語とフリーな用語での検索とを組み合わせるのが最もよい、というフェルナンダ・リベイロの報告を参考に、²⁰⁾使用ソフトウェアの能力も考慮して、試案を提示したい。

まず入力語そのままの検索について考える。ファイルメーカーでは、フィールド毎に自動的に単語レベルの索引が作成される。従って、何らかのレイアウトをした状態での検索では、入力した語に全部または一部一致する語を検索画面で指示すれば、すぐに該当語をふくむレコードが検索される。ただし、これはフィールド毎の索引になるので、人名から検索したければ作成者欄のフィールドで検索しなければならぬなど、その目録の性格をある程度理解して、どの情報がどのフィールドに記されているかを予想しなければいけないという制限がある。しかし、これは今回使用のデータベースの問題であり、自然語検索が可能な神奈川県立公文書館のシステムではフィールドの枠をこえて検索

できるようになっているなど、このような強力な検索が技術的には可能であることはすでにわかっている。これに似た検索を行うことは実はファイルメーカーの場合にも可能だが、それはテキストファイルとして変換して検索する方法である。しかしこの形式だと、ディスプレイ上でも印刷しても見にくいいため、この機能を媒介とした検索で、レイアウトを伴った検索と同様のわかりやすい検索結果を得るための工夫は、別に必要である。なお、検索の際に「より大きい」「以下」などの指定もできるため、年代で検索する際に「一六〇〇年以降」といった指定もできる。

次に、コントロールされた検索用語の扱いであるが、今回は「分類」項目（サブ・フォンドの表題）の設定と、人名・地名を確実な範囲で統一表記することで対応した。どのレベルの検索結果を求めているか、ということとは利用者によつて異なるが、少なくとも検索の第一段階では、目指す種類の史料が含まれていると思われるサブ・フォンドぐらいいはざっと目を通さないだろうか。このように利用者が範囲を広くとつて目録を利用している場合を考えて、「分類」という大きな枠で検索することができるようにした。また、検索語のコントロールというときに必ず問題になる用語の統一も、このレベルであればそれほど難しくない。というのも、ファイルメーカーの「値一覧」指定機能を使えるからである。これは、あるフィールドで入力されるデータが数種類に限られる場合、各データを選択肢（値）として設定しておけば、入力の際にはそこからカーソルで選ぶだけでよいというものである。今回の実験で用いた史料群の分類は、「観音寺村名主・戸長」「岡田家」「蟹沢村」を考え、この三用語を値として設定した。この値一覧は検索画面でもいきているので、目録作成者が名主関係文書について何という用語でまとめたのかなどと悩むことなく、一覧から選んで検索させればよい。人名・地名の統一については、前節でもふれたように、印刷の際に隠れる部分に、全人名を入力したり、史料には「かにさわ」と平仮名で記入されているのを「蟹沢村」と改めて入力して、対応した。なお検索の際に複数のフィールドの条件を組み合わせることも可能で、「名主関係のもので、久右衛門がかかわつ

たもの、時代は一八〇〇年以降」といった検索が可能である。ただし、絞り込み検索はできないので、これらは一度に指定する必要がある。このようにして、サブ・フォンドレベルの表題を独立項目として「分類」とし、他の項目と同じ性格に設定することで、全体を概観するというゆるやかな検索と、一点毎の史料を探し当てる検索という二タイプの検索がともに可能になり、かつ両方を組み合わせることもできた。

第四に、ISAD(G)にもとづく記述で最も重要なことは、史料群の階層性の表現である。ISAD(G)では二六項目にのぼる記述の要素を挙げているが、その中でも必須の項目のひとつに、記述レベルの表記をあげている。基本的には、記述のさいにレベル表示欄を設ければISAD(G)への準拠という点ではクリアでき、事実イギリスでの適用例をみても、そのように対処している(図二参照)。しかし、今回のように様々なレベルが混在する記述の場合、目録(コンピュータ上であれ、それをもとに作成した印刷目録であれ)利用者が、自然に群の階層性を理解できるように導くように表現するのは容易ではない。たとえば、コンピュータ上でかなり限定された用語での検索をおこなった場合、今回のシステムではそれに該当する記述一件々々がレベルを問わずいきなり検索結果としてでてくる。たしかにディスプレイ上には各記述のレベルを示す欄があるが、そこにファイルだのアイテムだのと記してあるだけで、果たして利用者は史料群の構造を理解したといえるだろうか。理想としては、たとえアイテム一点が直接選択されるような検索を行っても、ディスプレイ上には該当アイテムを含むフォンドレベルの記述がまず表示され、それに続いて上位レベルを順次経てからのみ求めるアイテムにたどり着くようにすれば、利用者は自分の求める史料の群内での位置づけが自然に理解できるだろう。

しかし残念ながら現在の筆者の能力ではそれを実現することができなかった。今回は画面上にレベルが表示されるにとどまった。こうしたシステムの限界をカバーするためには、館内の職員が操作する場合は、システムを理解

< 図 2 >

Paul Sillitoe, 'ISAD(G) - the Guiding Light?', *Exploring Internet Issues Conference*, University of Glasgow, 27-28th March 1996. 本記述は上記会議の報告(インターネット上で保存・公開)から引用。報告へのアクセスについては、本稿注7を参照のこと。

reference code: UA (UAS) U-111
Title: SAN FITTON COLLECTION
Dates of creation of material: [?1893] - [?1929]
Level of description: Fonds
Extent of unit of description: 7 boxes

CONTEXT

Name of creator: San Fitton (1868 - 1923)

Biographical history: San Fitton was a Lancashire dialect author, poet, painter, playwright, songwriter, actor, entertainer, and, most of all, cartoonist. After leaving the spinning and weaving trades as a young man, due to ill-health, he became the public voice of those textile workers. A regular contributor to newspapers including the *Cotton Factory Times*, he was also active in the Lancashire Authors' Association and in local theatrical groups. A native of Cheshire, he lived since his early years in Shaw and Crompton, near Oldham. He married Jane Cockayne (T'Gud Fossil) in 1894 (d.1918), and Annette in 1921.

Dates of accumulation: [?1893] - [?1929]

Custodial history: This collection contains material of a number of different and sometimes unclear provenances, brought together in a union listing. The bulk is believed to have been donated by Annette Fitton to Crompton Library in the late 1960s, and later transferred to Oldham Local Studies Library. A smaller accumulation of definitely different provenance was recovered from Crompton Library in 1995. Two other smaller sets of material of identifiably different provenances have also been included here.

Immediate source of acquisition: Brought under Oldham Archives Service control from diverse sources in 1995.

CONTENTS AND STRUCTURE

Scope and content abstract: Although original illustrations constitute the greatest bulk, there are significant amounts of works of poetry, music and prose. However, the printed material, which principally comprises cuttings of Fitton's published newspaper contributions, with a few pamphlets, shows that by no means all of Fitton's original works are here. Personal papers are scarce, but include several later letters for Jane and Annette Fitton.

Appraisal: Given that much of this material has previously been publicly available, all has now been retained together in one collection.

Accrual: Accruals may occur to this artificial collection.

Arrangement: There was evidence of a previous attempt at cataloguing, but no original order could now be discerned. The collection has now been artificially arranged by creator, form and date, where possible. Related items have been cross-referenced internally, and differing provenances clearly shown in the union arrangement.

CONDITIONS OF ACCESS AND USE

Legal status: Donated/transferred internally to Oldham Archives Service.

Access: Open to all users subject to current regulations.

Copyright: Statutory restrictions may apply.

Language: English; some Lancashire dialect.

Physical characteristics: [Redundant: no effect].

Finding aids: Piece level descriptive list.

ALLIED MATERIALS

Location of originals: [Not relevant]

Existence of copies: D-FIT 1/1-1/2/16 photocopies at Crompton Library

Related units of description: None

Associated material: None known

Publication note: Fitton, Sam: *Gradely Lancashire*. Geo. Whittaker & Sons, Salybridge: 1929. Fowler, Alan & Wye, Terry. *Hirth in the Mill*. Oldham Arts and Heritage Publications: 1995.

したうえで、検索された記述のレベルなどを手がかりにその上位階層へとたどっていき、全体を見渡すことが必要である。また、閲覧者が直接操作する場合は、閲覧窓口を通じて閲覧者にそのようにシステムを理解するように指示する。その操作のためのヒントを、レベル表示や備考欄で工夫した。すなわちレベル表示では、記述単位の上位レベルがサブ・フォントに直結する場合には、レベルを示す文字を大文字で表示し、上位にファイルやシリーズがある場合には、小文字で表示した。これで、自分の検索したあるアイテムがなんらかのファイルの一部であるということが視覚的に理解され、そこからファイルレベルへと利用者を導くことができるようにした。また印刷目録では、ファイル内のアイテムはまとまってならぶようにしたが、その際に、ファイル内の最後のアイテムと、後続の、そのファイルとは無関係のアイテムとの境目を明確にすることが可能になった。また、備考欄に一括保存などの物理的な保管状況を記すことで、前後の史料との関連性がわかるようにした（以上、図三を参照）。

（三）作業を通じて生じた問題点

実際に入力作業を行っていく過程で、いくつかの問題が生じた。大きく分けてISAD(G)のものにかんする問題と、それをコンピュータで表現しようとする際に生じる問題とがあるが、まずは前者から考えていきたい。

第一に、諸家文書では中間レベルの階層を把握するのが難しいということである。上位概念である「フォント（観音寺村文書）」と「サブ・フォント（観音寺村名主・戸長、岡田家、蟹沢村）」、および物理的に識別可能な「アイテム」の把握はとくに問題ないが、難しかったのは「ファイル」という概念をあてはめることであつた。⁽²¹⁾たとえば行政文書の場合には、これは簿冊や文字とおりのファイルに相当すると考えられる。しかし諸家文書の残存形態を考えると、なかに公務関係のものがこうした形態をとっていることはありえても、とくに私的な文書が作成者によってファイリ

〈図3〉

| № | 書名 | 記録年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|---|---------------------------------|---------------------------------|---|--------|----------|---|----|
| 1 | (久右衛門より) 弥兵衛へ貸出金書および 証文書 | 天保7年辰月～天保 14年11月2日 | 作成者・宛先 久右衛門→弥兵衛；横香寺村 僧 主勝宗門、向受人栄太郎→向村久 右衛門 | 1冊 (区) | 34Q1715 | 貸の一巻および証文に作成人の黒印 あり；34Q17全体で「借用金証文」 として一括一袋入り | |
| 1 | (久右衛門より) 市三郎へ貸出金書および 証文書 | 天保11年子月～ (天保12年) 丑12月 29日 | (久右衛門→市三郎・弥兵衛； 香寺村金借用人市三郎・真四郎→ 向村久右衛門) | 1冊 (区) | 34Q1716 | 証文に作成人の黒印あり；34Q17全 体で「借用金証文」として一括一袋 入り | |
| 1 | 万手控日記帳 | 享和3年戊辰月26日 | 横香寺村久右衛門 | 1冊 | 34Q110 | 帳つき（「手控帳入り」の上巻あり） | |
| 円 | (長瀬村手助) 地租関係証文書 | 享和3年子月2月～安 政7年3月 | | 1冊 | 34Q114 | 包紙を装束に34Q1141-4を綴じたら ぬ | |
| 1 | 向田地租証文之事 | 享和3年子月2月 | 長瀬村 地主手助・町立金与七→ 向本の村久右衛門 | 1枚 | 34Q1141 | 作成人の黒印あり | |
| 1 | 差出申渡書一札之事 (買取地につき今年 季分支払いの旨) | 安政5年申4月 | (長瀬村買取地主手助、他4名→ 向本町村久右衛門) | 1枚 | 34Q1142 | 作成人の黒印あり | |
| 1 | 小作申向田地租証文之事 | 安政5年申4月 | 長瀬村小作人手助・向村惣配人直一 香→横香寺村久右衛門 | 1枚 | 34Q1143 | 作成人の黒印あり | |
| 1 | 差出仕末証文之事 | 安政7年申3月 | 長瀬村引当主豊蔵・向村受入与 助・向向邸惣配人直一横香寺村久右 衛門 | 1枚 | 34Q1144 | 作成人の黒印あり | |
| 1 | 借用金証文之事 (区故カ) | 安政5年申6月3日 | 横香寺村金借用人久右衛門・受人 久七→向村字左衛門 | 1枚 | 34Q1719 | 作成人の黒印あり；34Q17全体で 「借用金証文」として一括一袋入り | |
| 1 | 借用金証文之事 (区故カ) | 文久2政年7月 | 横香寺村金借用人久右衛門→東兵衛 八兵衛 | 1枚 | 34Q1719 | 複製に返金に関する記載あり；作成 人の黒印あり；34Q17全体で一括一 袋入り | |
| 1 | 金借出証文之事 (区故カ) | 文久4年申2月 | 横香寺村金借用人久右衛門→向村 1袋 惣四郎 | 1袋 | 34Q17113 | 惣四郎が他と付着し、ひらけな い；34Q17全体で「借用金証文」と して一括一袋入り | |

ングや編綴されていることはまずない。今回素材にした史料群はかなり雑然とした一点ものの集合だったこともあって系統だった公務関係の簿冊類はみられなかつたものの、数点の史料が一括になって袋詰めされたり、こよりで表紙を伴って編綴されている例があつた。こうしたまとまりを一点づつみていくと、文書の折り目、作成年月日や筆跡などから明らかに作成あるいは早い時期の整理段階で一括されていたと考えられ、まとまって扱うべきと思われるものもある一方で、内容は似通っているが（目録中の226/22の絵図類など）、仮整理段階でまとめたと考えたほうがよさそうなものもある。今回の実験では前者のかたまりのみを「ファイル」として扱った。⁽²²⁾今回はこのように階層構造を考えたが、諸家文書における「ファイル」概念が、すべての史料群について共通に構築できるものであるのか否か、考える必要がある。

ところで、従来の目録でも、一括文書の取扱ではまず一括で親番号を付し、中の一点毎の史料に子番号を与えて記述することは普通に行われていた。確かにこれはそのかたまりについては階層構造を反映してはいるものの、史料群全体の中でのその一括あるいは一点の客観的な位置づけを検討した結果を示しているものではない。このように、従来の一括文書の把握とレベルとしての「ファイル」の識別とは異なつたものであり、諸家文書における「ファイル」概念の定義は決して単純なものではない。同様に「シリーズ」概念も難しい。理論上では、「シリーズ」とは、作成部課をサブ・フォンドとするなかで業務毎のまとまりをあらわすものだが、個人の文書がばらばらに集積されている史料群で、何をもつてシリーズとし、ファイルとするか、という概念は理論化できるものなのであろうか。雑然とした諸家文書の整理では、まずは一点ずつを確認し、その記述をもとに原秩序を復元することにならう。そのときにあるまとまりを「シリーズ」とするか「ファイル」とするか、実は簡単には決められないと感じた。

第二に、年代にかんする情報の取扱に問題があつた。ISAD(G)には、年代情報にかんして、二要素が設定されてい

る。ひとつは、「個別情報のエリア」のうちの「記述単位に含まれる資料の作成年月日」で、他は「成立の経緯に関するエリア」のうちの「記述単位の年代域」である。この二種類の年代情報について、ISAD(G)の解説にはそれなりの説得力がある。つまり、ある組織が一九九〇年から一九九五年まで何らかの業務を行ったとして、その間に関連文書が集積される。関連文書の中には、一九八五年に作成された文書が参考資料として綴られている。そうした場合、「記述単位に含まれる資料の作成年月日」は「一九八五年から一九九五年」となり、「記述単位の年代域」は、その文書の集積を行った現在の組織が活動した「一九九〇年から一九九五年」となる。また、ある個人の書簡群を整理したら、その人が生まれる前に祖父母がやりとりした書簡がまざっていたとする。この場合、その祖父母の書簡の日付もふくめた記述は「記述単位に含まれる資料の作成年月日」であり、「記述単位の年代域」に書簡群を形成した個人が生まれた日以前の日付が記述されることはない。ISAD(G)ではこうした使い分けを想定して要素を設定している。これを筆者なりに理解すれば、目の前にあるこれから記述しようとする史料・史料群から直接得られる年代情報は「記述単位に含まれる資料の作成年月日」であり、その史料・史料群の作成過程をも考慮したときに、その作成者がその史料に関わって活動した年代を「記述単位の年代域」とする、となる。

言うまでもなく、史料には、書簡のように日付のひとつしかなく、写のようにオリジナルが作成された日付（つまり内容のもつ年代情報）と物理的にその文書が作成された日付のずれるもの、また横帳にみられるように、表紙に記載の日付はその帳の起筆日のみで実際にはそれから何年もその帳に書き込み続けたものもあり、年代情報は複雑である。こうした年代情報の記述はこれまでも統一すべきだとの議論が国内的にもなされてきた。今回ISAD(G)がこの点について踏み込んだ要素設定を行ったことで、これまでの議論が整理されるかと考えたが、結果として未だ不十分であった。

たとえば、諸家文書のアイテムについて、史料の持つ年代情報をこの二要素にあてはめようとする、必ずしもしつくりこないのである。ISAD(G)のなかで必ず記述すべき五要素はすべて「個別情報のエリア」であることを考えると、従来「作成年月日」として扱ってきたものは「記述単位に含まれる資料の作成年月日」に相当すると考え、基本的にそのように記述した。しかし、書簡などのシンプルなものとはともかく、とくに写の年代情報の扱いに迷った。結局、今回はオリジナル情報の日付が「記述単位の資料に含まれる年月日」で、写した日付が「記述単位の年代域」と考えたが、必ずしもそれで納得しているわけではない。

年代情報取扱いに伴う問題は、ISAD(G)を史料群レベルの記述に採用する試みの報告のなかでも指摘されている。報告は、英国オールダム市文書館のアーキビストが、史料群レベルでの記述をまとめ、館所蔵史料ガイドを作成した経験にもとづいている。そこで指摘されているのは、「史料に含まれる情報の年代」という概念がISAD(G)には欠落している、という点である。問題になったのは、二〇世紀のある好事家による古文書・古書などの人工的なコレクションの記述で、コレクション内の史料が物理的に作成された日付をとって、「記述単位の史料に含まれる年月日」一七世紀中葉から二〇世紀中葉」とし、さらにその好事家がコレクションを行った時期をとって、「記述単位の年代域」一九??」と記述した。しかし、コレクションの中には、中世の権利証書の写しが含まれている。この「中世」という情報、すなわち「内容情報の年代」とでもいうべき情報について、現在のISAD(G)の年代関係情報欄には、記述すところがないのである。

さて、この報告者と筆者の写史料に関する年代情報の理解に、すでに違いがある。筆者の理解では、中世の権利証書の日付は記述単位に含まれる資料の年月日に含まれる。問題は三種類の年代情報が想定されるうち、二種類にしか記述要素が与えられていないことであり、その場合にその二種類とは何を指すかという理解に、記述者の判断が入っ

てしまうことである。このように、現在の項目設定のままでは、かえって世界規模で混乱をまねくことになる。第三の要素である「内容情報の年代」の欄を設けることで、数多く存在する写史料の扱いが統一されることが期待される。イギリスの国内組織である記述標準検討委員会(Working Party on Descriptive Standards)では、これを既定の二要素とともに必須の要素とすることを提案している。⁽²⁾年代情報の取扱については、今後ISAD(G)の改善をはかるうえでは重要な論点になろう。

第三の問題は、作成者名称にかんする規則が従来の日本の目録と異なることである。すなわち、「作成」と「宛先」という立場の分化についての規則がない。これは、行政文書の主務という発想に基づいていると考えられることと、欧米において伝統的に作成者関係の記述があまり厳密になされないことに関係があると思われるが、日本における伝統的な記述からするとなじみにくい。しかしその一方で、この要素が単一であることの利点もある。それは、書物やモノ資料の記述が文書と同時にISAD(G)に基づいてできる、ということである。文書の記述を基準にした項目だてをした場合、これまで「作成・宛先」欄を各々固定する傾向があり、その形式に無理矢理古書籍をあてはめ、その結果、書誌記述としては不十分となるなどの問題があった。しかし、ISAD(G)では、作成者名称という要素がひとつあるのみで、その中での記載方法はかなり自由であることから、かえって、著・跋・写・版元、などの作成関係者の情報がすべて盛り込め、なおかつ文書とおなじ規則で記述できるということが実現した。絵画やモノも同様に扱うことが可能である。

この長短二点を考慮すると、後者の利益のほうが大きい。従って、今後も要素設定を尊重したうえで、適用にあたっては関係者の立場(作成や宛先、あるいは画、跋、写など)を記号化するなどの統一をして対処すればよい。試みに、今回は「↓」を使用して差出・受取関係を示した。これは今後の典拠コントロールの問題につながると思われる

が、いずれにせよ年代情報の場合とちがって新たな要素を必要とするものではないだろう。

第四に、実際に記述していくと、空欄となる要素がかなり多いことがわかった。フォンドレベルでの記述ではほとんどの要素を使用した⁽²⁵⁾が、それ以外では、使用するのほとんど「個別情報のエリア」「成立の経緯に関するエリア」の一部、および「覚書」のみとなった。アイテムレベルの記述では、たまに、破損がひどいなどの情報を「物理的な特徴」の要素に記述したが、九割ちかくのレコードで特定の要素の使用にとどまった。理論的には二六要素すべてがどのレベルの記述にも適用可能で、また必要な要素のみ記載すればよい、となっているが、常にその設定をしておくことには無駄が多い（添付目録のサブ・フォンドレベルの記述が明らかに示している。また、シリーズに関する記述を試みると、実はほとんど書くことがない、という報告もなされている）。データ量も増えるし、何よりも印刷に際して、そのまま印刷したのでは、必要な情報量に比して空欄ばかりになる。

そこで今回は、シリーズ以下のレベルで使用要素を限定し、極力その要素内に書き込むようにした。その限定された要素が末尾に添付の目録に現れる八要素である。記述に際して通常は使用しない要素への記載があったときは、同じ情報を「覚書」の要素など、適当な要素へも重複して記載し、要素を限定して印刷した際にも確認できるようにした。ただし、ほとんど使用しないとしてデータを他に写した要素も、データの消去はしなかった。いずれネットワークを通じてのオンライン検索が実現したときに、国内外からアクセスして「史料の破損状況」という視点からの検索を行うかもしれないが、その時は共通認識として「物理的な特徴」の要素を検索するだろうからである。自館の状況にあわせた編集は行っても、ISAD(G)をふまえて利用しようとする他者が間違いなく利用できるという基本から外れてはならないだろう。ISAD(G)で指定している最低限記述すべき要素を当面は尊重しつつ、今後様々な適用実験を通して、各レベルの記述で必要十分な要素を共通理解として成立させる必要があるだろう。

最後に、電算化を考えた場合にはソフトおよび検索をするための方法を検討しなければならない。これはISAD(G)の守備範囲ではないかもしれないが、たとえば遠隔地からネットワークでアクセスし、求める記述を時系列でソートしたい、と考えたときにどのような操作をすべきなのか、統一する必要はないだろうか。ISAD(G)に何らかの作業用要素を設定するのか、あるいは別体系でこうした事態への対応を考えてISAD(G)にリンクさせていくのか、今後典拠コントロールの問題とともに、ISAD(G)運用の可能性を広げていくうえで、考えていかなければならないだろう。

四、結びにかえて

今回の実験を通して明らかになったことは、第一にISAD(G)は諸家文書整理にも適用可能であるということ、第二にフォンドレベルでの記述により適しているということ、である。

諸家文書整理への適用については、すでに述べたように、年代情報の扱いという国の枠を越えて問題となる点に加えて、日本における従来の記述方法との連続性を考えると整理しておかなければならない点はいくつかある。しかし、決してISAD(G)の発想は初めて目にするものではなく、表現方法こそ違え、すでに定着している史料群の階層構造の把握などといった理解と大きく異なるものではない。本文中で提示したように、各要素の記述にあたって共通理解を築き、その表記方法を工夫することで十分に対応可能である。

第二点目にかんしては、これまでで明らかになったように、アイテムレベルでISAD(G)を適用しようとするより細かいルールづくりが必要となってくる。それは、アイテムレベルの情報としては各要素への記述が文章の形では無駄が多すぎ、なんらかの定型化・記号化を必要とするからである。しかし、ルールが細かくなればなるほど汎用性は

なくなっていく。この相反する状況のなかで、ISAD(G)の本来の目的は国際的な情報交換であることをふまえると、国際的な汎用性のほうに重点をおくのが順当であろう。ISAD(G)適用の試みをしたグラスゴー大学のレスリー・リッチモンドの分析によれば、「殆どの（検索手段、引用者注）利用者は、特定の船や人にかんする詳細などの非常に限定された詳細な情報を求めているか、逆に史料群レベルの情報を求めているか、のいずれかである」という。⁽²⁶⁾確かに、例えばアメリカの研究者が日本の文書館にアクセスする、というような場面で、果たして史料が一点の単位で検索される必要があるだろうか。まず必要なのは自分の求める史料が日本のどこで見られるのか、関連する史料は他に何があるのか、といったことの概要がわかることであり、国際的なデータ交換の第一の目標はその標準化であろう。もちろん、その上でアイテムレベルの記述の標準化およびデータ交換も志向される。このアイテムレベルでの標準化の試みとして、史料群レベルの記述にISAD(G)を適用し、それ以下のレベルには既存の検索手段をHTMLで変換して両者をつなげる、という試みがグラスゴー大学ではとられたという。⁽²⁷⁾すでに一定水準のアイテムレベルの検索手段が整備されている場合は、現実的で有効な方法であろう。今後は、アイテムレベルの記述にISAD(G)を適用する方法について再検討するのがよいのか、グラスゴーで提示されたような、何か別の方法がよいのか、経験を蓄積して議論していく必要がある。

さて、国際的な記述の標準化という分野での日本における今後の課題は、標準化にかんする国際状況の把握と、国内での消化をすすめることの二点に大きく分けられる。

今回は、具体的な適用事例を把握できたのはイギリスの二例のみであったが、他国での具体的な適用方法も調べねばならない。これは、ISAD(G)というものがどの程度カスタマイズされてよいか、という問題と関わるからである。イギリスの二例でさえ理解に違いがみられるが、それは必要と思えば要素を新たに設定してもよいとするグラスゴー

大学の場合（「範囲と内容・要約」の要素を二つに分けた）と、要素設定に不満をもちつつもその枠内で可能な情報を提供しようとするオールダム市文書館の場合である。多くの国の事例が集められれば、ISAD(G)を各国各機関がどのように受けとめているのかが分かり、そのうえでISAD(G)の位置づけもあらためて明確になる。また、アメリカを中心としてマークアップ言語によるデータ交換の研究も進んでいる。⁽²⁸⁾ こうした様々な動きを把握することは不可欠である。

また国際状況にかんしては、ISAD(G)をふまえた電算システムがどのようになっていくのか、という調査もさらに必要である。ISAD(G)の段階として提示されたISAR(CPF) (International Standard Archival Authority Rules for Corporate Bodies, Persons and Families) 記録史料オンライン・レコード国際標準規則（団体個人、家文書版）による、典拠コントロールの問題もすでに国際的議論の俎上にのぼっている。⁽²⁹⁾

こうして国際状況をふまえつつ、国内でもISAD(G)を自らのものとして消化する努力が必要である。今回はとくに諸家文書を対象にしたが、行政文書や企業史料など様々な性格の史料で実験が必要なのは言うまでもない。また、記述対象とした史料群と関わりの深い史料群が他に様々に存在する場合の記述は、ISAD(G)の原則でうまく説明できるのか、そしてそれらの関連する記述にいかに関与者を導いていくのか、という具体的な方法、さらに現用文書管理システムとの継続性をもたせることはできるのか、といったことも検討課題になるだろう。また、今回筆者が作成した目録体裁も試案にすぎず、よりよい体裁や使用要素を限定することの是非も論じられねばならない。国際標準は決して外から押しつけられるものではなく、その一員である日本の状況も配慮されたものであるべきで、そのためには日本から積極的な情報発信していかなばならない。

最後に、電算化について触れておく。今回の実験はパソコン使用には素人の者が市販のデータベースソフトウェア

の範囲でおこなったので、様々な限界があった。それでも、たとえば時系列ソフトや検索も工夫しだいでかなりの成果が得られることがわかった。平瀬直樹氏も指摘しているように、⁽³⁰⁾ すぐに求める機能すべてを備えたシステムを手に入れることは小規模な施設では無理だが、いずれ電算システムを本格的に取り入れると、そのことを視野に入れて、下準備しておく必要がある。記述の標準化という点でも、それを行う電算化システムの構築という点でも、手持ちの機器での経験を蓄積することは将来役に立つことこそあれ、無駄になることはない。情報そのものも変換して使用できるし、またそれまでの蓄積から、本格的なシステム構築の際にはどのような機能が必要なのかを明確にすることができるところである。今は、その際にISAD(G)という標準を視野に入れるということが加わったのである。

ISAD(G)は標準化の試みのほんの第一歩にすぎず、ISAD(G)そのものも五年毎の見直しが約束されている。ISAD(G)は決して金科玉条ではなく、世界中で標準化をめざしてよりよい改良が加えられていくべきものである。

注

(1) マイケル・クック「情報化時代の文書館」(「記録と史料」

第七号、一九九六年九月)

(2) 河野敬一「ヨーロッパ各国公文書館におけるデータベース化の現状」(国立公文書館報「北の丸」第二十七号、一九九五年三月)、および、青山英幸解説、森本祥子翻訳「資料ふあいる 2 - 国際標準記録史料記述 - 一般原則」(「記録と史料」第六号、一九九五年九月)。ただし、河野氏が紹介しているISAD(G)の内容は最終案ではないと思われる。最終案では、「C」で「B. 背景および内容」とされているより

アが二つに分割され、全要素数も二六に増えている。最終案は、青山・森本を参照のこと。また、Michael Cook, 'The International Description Standards: an interim report', *Journal of the Society of Archivists*, vol. 16 no. 1, 1995' にはISAD(G)作成過程の議論から、次なる典拠コントロールの話への流れも説明されている。

(3) 青山・森本、前掲注二、本文「はじめに」より。

(4) National Council on Archives, *Draft Rules for the Construction of Personal, Place and Corporate Names*, last updated 30 January 1996. 全文を <http://www.hmc.gov.uk>

- (7) これは Royal Commission on Historical Manuscripts のホームページに保存されており、リンクから入手可能。
- (8) Charlotte Steinmark, 'The Use of Information Technology in the European Searchrooms : results from the Danish pilot project Overture', *Journal of the Society of Archivists* vol. 17 no. 1, April 1996.
- (9) 河野敬一、前掲注11。
- (10) 同会議の議事録は <http://www.arts.gla.ac.uk/Archives/suscag@Scottish Universities Special Collections and Archives Group page> に保存されており、リンクより入手可能。
- (11) 例えば、グラスゴー大学文書館および企業史料館に所属するレスリー・リッチモンドは、ISAD(G)として提示された原則は目新しいものではなく、国際的な経験をいわば蒸留したもので、「プロのアーキビストは、すでにISAD(G)で提示された基準にもかかって進み始めていた」と確信している」と述べている。以上、Lesley Richmond, 'ISAD(G) and Meta-level Descriptions', *Exploring Internet Issues Conference* 45。
- (12) 青山英幸「国際セミナー「史料と記録の管理」新技術と実践」参加記(「記録と史料」第四号、一九九三年九月)
- (13) 河野敬一、前掲注11。
- (14) 青山・森本、前掲注11。
- (15) 国文学研究資料館史料館編「史料館収蔵史料総覧」の「編集にあたって」および青山英幸氏による同書評「史料館収蔵史料総覧」を手にして(「史料館報」第六五号、一九九六年八月)を参照のこと。
- (16) 安藤正人「マイケル・クック北海道セミナー」(「記録と史料」第七号、一九九六年十月)
- (17) 中野美智子「近世史料目録情報のデータベース化をめざして」第四七回FID/SIG/ARM参加・報告(「大学図書館研究」一九九号)
- (18) 中野美智子「近世史料目録の標準化の問題点と課題」(「日本目録規則一九八七年版」第十一章非刊行物(第一次案)をめぐる) (「記録と史料」第三号、一九九二年八月)
- (19) 安藤正人「記録史料目録論」(「歴史評論」第四九七号、一九九一年)
- (20) 中野栄夫「コンピュータ歴史学のすすめ」(「歴史手帖」第十九巻四号から第二十二巻三号まで連載、一九九一年四月から一九九四年三月)
- (21) 平瀬直樹「データベースと文書館業務」(「山口県文書館研究紀要」第一九号、一九九二年)
- (22) ポルトガルのオポルト大学へ提出する学位論文として、オポルト市文書館で行われた実験の報告。Fernanda Ribeiro, 'Subject Indexing and Authority Control in Archives: the need for subject indexing in archives and for an indexing policy using controlled language', *Journal of the Society of Archivists*, vol. 17 no. 1, April 1996.

(21) 諸家文書の階層構造はISAD(G)適用以前の問題であろう。たとえば、中野美智子も前掲注一六「近世史料目録の標準化の問題点と課題―日本目録規則一九八七年版」代十一章「非刊行物(第一次案)をめぐって」で問題提起しているように、一括文書をどのようにとらえ、整理するのか、ということは、整理にコンピュータを使用することを視野に入れると、あらためて検討する必要のある問題だといえる。

(22) この識別は軽々しくすべきではないが、秩序を物理的に破壊するのではなく、よくに後者のように一点毎にわけて考えることにしたものは、目録編成上は同封されている他の史料との関係はないとみなしたが、請求番号は仮整理を尊重し、備考欄でも物理的な整理状態について言及した。このようにして、整理者の「フマイル」か否かの識別が間違っていないものちに正すことが可能であるようにした。

(23) Paul Sillitoe, 'ISAD(G): the guiding light?', *Exploring Internet Issues Conference*, University of Glasgow, 27-28 March 1996.

(24) Paul Sillitoe, 前掲注二二。

(25) Charlotte Steinmark, 前掲注五。

(26) Lesley Richmond, 'ISAD(G) and Meta-level Descriptions', *Exploring Internet Issues Conference*, University of Glasgow, 27-28 March 1996.

(27) Lesley Richmond, 前掲注二六。

(28) カリフォルニア大学バークレイ校のダニエル・ピッチイを中心とするEncoded Archival Description Document Type Definition (EAD DTD)プロジェクト、およびヤネーク大学のS. クンゼンによる記録史料管理用SGMLブラウザの開発。情報は*Exploring Internet Issues Conference*, University of Glasgow, 27-28 March 1996, および「マイケル・クック前掲注一より」。

(29) 本稿脱稿後完成したISAAR(CPF)を入手した。International Council on Archives Ad Hoc Commission on Descriptive Standards, ISAAR(CPF): international standard archival authority record for corporate bodies, persons and families: final ICA approved version, International Council on Archives, Ottawa, 1996.

(30) 平瀬直樹「文書館におけるコンピュータ利用―山口県文書館」〔山口県文書館研究紀要〕第二十号、一九九三年)

出羽国村山郡観音寺村岡田家文書 目録

本目録は、今回の実験のために国文学研究資料館史料館所蔵「出羽国村山郡観音寺村岡田家文書」をISAD(G)にもとづいて記述したものの一部である。同史料群は「観音寺村名主・戸長」「岡田家」「蟹沢村」の三サブ・フォントに分類されるが、ここではそのうちの「観音寺村名主・戸長」のみを掲載した。

体裁としては、フォント、サブ・フォント、シリーズ以下、という順で記述が並ぶ。全体では、これに同様の構成の他のサブ・フォント毎の記述が続くことになる。

なお、記述のレベルの表示には、以下の通りの略語を使用した。

フォント＝Fo

サブ・フォント＝S-Fo

シリーズ＝S

ファイル＝Fi

アイテム＝I、または、I-

〔岡田家文書 フォンド・レベルの記述〕

個別情報

レファレンス・コード 34C

表題 出羽国村山郡観音寺村岡田家文書

記述単位に含まれる資料の作成年月日

延宝4年～明治23年

記述のレベル Fo

記述単位の面積 0.2m (166点)

成立の経緯

作成者名称

組織歴・伝記

観音寺村は山形県乱川の扇状地の扇頂部に位置する農村。『旧高田領取調帳』では1424石の村高で田畑相半ばしている。近世では、最初、最上氏領、次いで山形藩領、下野宇都宮藩領、1742（寛保2）年からは幕領となり、1856（安政3）年からは松前藩領となって陸奥国県に至る。山形藩が任命した大庄屋制度では、猪野沢組に属する。戸口は1692（元禄5）年の107軒730人が近世後期には漸増し、1849（嘉永2）年、197軒1080人となった。1889（明治22）年、市朝町村制施行により3か村と合併して高崎村となり、観音寺村に村役場を置いた。岡田家は、幕末に名主役を勤め、明治維新後、観音寺村他三箇村戸長を勤めていたことは、この文書館の下限である1885（明治18）年時点で確認されるが詳らかでない。なお、蟹沢村は現在東根市内で乱川扇状地の扇端部にあり、近世では高木組に属していた。

記述単位の年代域 延宝4年～明治23年

伝来 本史料群は主として近世の村方文書と近代の戸長役場文書が複合したものであると見られる。

この史料群は観音寺村岡田家文書といわれてきたが、当館の記録には、この文書が岡田家の出所を裏証するものは残っていない。又、蟹沢村文書が混入している。

資料入手先 1959年度に古書店より購入。

内容および構造

範囲と内容・要約

岡田家文書は主として近世の名主事務の執行に伴い授受作成されたものと思われ、これに近代の戸長役場文書が加わっている。この中には、岡田家の家政にかかると思われる若干のものが含まれている。ただし、いずれも体系的に伝存したのではなく、残存に一定の特色があるわけではない。ほかに出所不明の蟹沢村文書が加わる。

評価、重要区分、保存年限についての情報

追加受入

整理の方法 仮整理のみ終了

公開および利用条件

法的位置付け 購入

利用条件 すべて利用可

著作権・複写に伴う条件 当館の一般的規則による

資料の使用言語 日本語

物理的な特徴

検索手段 史料仮目録B

関連資料

オリジナル資料の所在

複製の存在 なし

関連する記述単位 なし

関連する資料 不明

出版情報 山形県編さん兼発行『山形県史』（昭和35年～平成1年）；北村山郡役所編『北村山郡史（上・下）』（昭和47年、名著出版）；東根市編さん兼発行『東根市史（通史編上巻）』（平成7年）

算書

算書

〔岡田家文書 サブ-フォンドレベルの記述〕

個別情報

レファレンス・コード 34G/1-4,7,9-13,15, 17-21,23-24

表題 観音寺村名主・戸長

記述単位に含まれる資料の作成年月日 安永7年6月～明治23年7月5日

記述のレベル S-Fo

記述単位の規模 123点

成立の経緯

作成者名称

組織歴・伝記

記述単位の年代域 安永7年6月～明治23年7月5日

伝来

資料入手先

内容および構造

範囲と内容・要約 サブ-フォンド「観音寺村名主・戸長」には、江戸後期の岡田久右衛門名主期の文書および、明治初期の岡田家戸長時代の文書が主として含まれる。特に、明治初期の速・願留 (34G/11)が大部である。

評価、重要区分、保存年限についての情報

追加受入

整理の方法

公開および利用条件

法的位置付け

利用条件

著作権・複写に伴う条件

資料の使用言語

物理的な特徴

検索手段

関連資料

オリジナル資料の所在

複製の存在

関連する記述単位

関連する資料

出版情報

覚書

覚書

| № | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|----|-------------------------|---------------------------|------|--|----|-------------|---|
| I | (観音寺村絵図) | 安永7年戊戌月 | | (観音寺村名主新五郎・惣与頭百姓代6名) | 1状 | 34G/12/1 | 彩色；34G/12全部で一袋 |
| I | (観音寺村絵図)【耕地反別書上添付】 | 文化元年子8月 | | 観音寺村名主新五郎・組頭三次郎・百姓代与左衛門一俣役所 | 1状 | 34G/12/2 | 作成人の黒印あり；彩色；34G/12全部で一袋 |
| I | 寅御年賀皆済目録(観音寺村) | 文化4卯年6月 | | 川平右衛門→右村名主・与頭・惣百姓 | 1状 | 34G/9/1 | 作成人の黒印あり；鉛筆書きで横裏に「文化四年皆済目録」とあり；34G/9全体で一括保管 |
| I | 午皆済目録写 | 午(文化7ヵ) | | | 1冊 | 34G/9/2 | 訂正用付箋あり；内4枚は剥離；34G/9全体で一括保管 |
| I | 無尽書入証文之事 | 天保5年辰11月25日 | | (観音寺村金預主又吉・他3名一私共相金無尽之御連中衆；名主久右衛門丞書名) | 1状 | 34G/15/1 | 作成人の黒印あり；34G/15/2と一緒に保存 |
| I | (新開場境取極につき証拠絵図) | 天保6未年6月 | | (新開願人並川村名主友吉・観音寺村名主新五郎・他阿村組頭百姓代立会人等7名) | 1状 | 34G/12/9 | 彩色；作成人の黒印あり；絵図の裏に署名捺印、一部消去の跡あり；34G/12全部で一袋 |
| I | (新開場境取極につき証拠絵図) | 天保6未年6月 | | (新開願人並川村名主友吉・観音寺村名主新五郎・他阿村組頭百姓代立会人等7名) | 1状 | 34G/12/10 | 彩色；作成人の黒印あり；絵図の裏に署名捺印；34G/12全部で一袋 |
| I | (観音寺村流水地絵図)【添書付】 | 天保11子年11月 | | 観音寺村川久下書；観音寺村百姓代久右衛門・組頭蔵・岡卯之助→当地御役所 | | 34G/12/7 | 地名記載の付箋あり；一部切取られ破損；彩色；34G/12全部で一袋 |
| I | 観音寺村川員二付御役所江御届出候書付控【絵図】 | 天保11子年11月 | | | 1状 | 34G/12/8 | 彩色；34G/12全部で一袋 |
| S | (明治初年踏査・願留) | 天保15年10月20日 ～明治23年7月5日 | | | 一括 | 34G/11 | 本シリーズは、8袋に分かれる |
| F1 | (雑多書類) | 天保15年10月20日 ～明治23年7月5日 | | | | 34G/11/1-39 | 34G/11/1-39は一括して一袋入39 |

| バツ | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|----|--|---------------------------------|--------------|--|-------|-----------|--|
| 1 | 御尋ニ付年恐以書付事申上候〔大貫次右衛門支配中の取調に付、写〕 | 午2月21日 | 天保15年10月20日写 | (東根村役人衆々三判、以下18村→東根御役所；東根・尾花沢阿元繪写) | 1張(仮) | 34Q/11/3 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 覚〔夫食米引替真正、引替書紛失の旨報告〕 | 弘化3年9月25日 | | 観音寺村久兵衛→当村御村役人衆 | 1状 | 34Q/11/27 | 久兵衛の黒印あり；縫ぎ部分割離；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 覚〔夫食助合米手致引替書紛失につき、本状を代わりにする旨〕 | 弘化3年12月28日 | | 観音寺村久治郎→同村名主久右衛門 | 1状 | 34Q/11/26 | 久治郎の黒印あり；縫ぎ部分は割離；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 記〔神官僧侶学校設立に関する遺、および教簿入費上納に関する遺、写〕 | 明治6年5月10日～5月20日 | | 山形県権登寺藤井龍之、社人触頭 | 1冊(仮) | 34Q/11/9 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 借用申金子之事 | 2535年明治8年乙亥1月6日 | | 第三大区小三区観音寺村借用主松浦重四郎・加判人松浦重治郎→同区岡村岡田久右衛門 | 1状 | 34Q/11/4 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 入置申証札之事〔借入金に関し、写〕 | (明治8亥1月) | | 孫七・祭蔵・搦氏→岡田久右衛門 | | 34Q/11/37 | 「山形県管内」裏使用；34Q/11/36と一緒に折られていた；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 資金償促之訴状〔原告第四大区小七区工藤小路村小室与惣治、被告観音寺村大江伊惣治、写〕 | 明治8年旧5月28日～明治9年2月8日 明治9年2月8日 | | 山形県庁→観音寺村大江伊惣治 | 1綴(仮) | 34Q/11/17 | 「山形県管内」裏使用；34Q/11/39は一括して一袋入 |
| 1 | 年恐以書付事同上候〔伊藤伝吉より佐惣登五郎へ買流地の返地問題につき、写〕 | 明治8年 | | | 1状 | 34Q/11/36 | 「山形県管内」裏使用；34Q/11/37と一緒に折られていた；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 耕地書入証文之事〔金子借用証文、写〕 | 明治9年3月5日 | | 観音寺村右耕地書入主岡田喜惣治・加判人松浦市郎兵衛・佐長岡田弥兵衛→同村岡田久右衛門 | 1状 | 34Q/11/38 | 「山形県管内」裏使用；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (召喚状) | 明治9年6月10日 | | 山形県地租改正係→第三大区小三区観音寺村大江眞一郎、岡田弥兵衛 | 1状 | 34Q/11/28 | 「山形県管内」裏使用；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 第三大区一小区大江新田明治九年七月ヨリ本年六月迄民費仕払金調 | 明治9年7月～明治10年6月 | 明治10年9月15日 | 新田地主大江權藏→黒保正 | 1綴(仮) | 34Q/11/11 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |

| № | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|---|-------------------------------------|-----------------------|------------|--|-----------|-----------|---|
| 1 | 記【荷運收受責任および運搬用馬徴収調】 | (明治)9年8月9日、子8月 | | 通運会社、天ト会社 | 2枚 | 34Q/11/23 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (達)に付紙売割人姓名書上) | 明治10年1月23日 | | 右村(東北村)保正→第三大区一小区区務所 | 1枚 | 34Q/11/1 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 耕地売戻定の証券【控カ】 | 明治10年1月25日 | | 第三大区一小区東根村定約地主祭田八兵衛→四区観音寺村岡田五兵衛 | 1組(仮) | 34Q/11/18 | 「山形県管内」兼使用；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 耕地売渡証券【控カ】 | 明治10年1月25日 | | 第三大区一小区観音寺村耕地売主岡田五兵衛・両証人岡田久五郎→四区東根村祭田八兵衛 | 1冊 | 34Q/11/19 | 「山形県管内」兼使用；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (上石玄柳取締指示および処置関係文書、写) | 明治10年3月23日～明治10年4月2日 | | (観音寺村) | 1組(仮) | 34Q/11/10 | 「別紙御達」と記載あるも見当らず；「山形県管内」兼使用；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 日雇律定の証券 | 明治12年1月1日 | | 観音寺村人主横倉彦右衛門・保正兼世話人横倉寅吉→同村岡田久右衛門 | 1冊 | 34Q/11/20 | 作成人の黒印あり；組部分に彦右衛門の押印あり；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 久ノ本より蒙山新道へ通スル旅賃調【旅賃徴収証はさみこみ】 | 明治16年11月13日～明治18年9月9日 | (明治18年9月) | 観音寺村岡田久兵衛→同村岡田清八郎(但徴収証) | 1冊(仮綴)；1枚 | 34Q/11/18 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 記【宮城県名取郡長町町鳴栗菅之助へ売渡の観音寺村齋屋草につき取調報告】 | 明治17年6月29日～明治18年6月21日 | 明治18年6月21日 | 北村山郡観音寺村元仲買菅衆人今野松太郎→山形県北村山郡長兼河江幸三 | 1枚 | 34Q/11/32 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 種田所費受取証 | 明治18年7月20日 | | 北村山郡観音寺村外三ヶ村衛生委員岡田久兵衛→山形県令折田平内 | 1枚 | 34Q/11/2 | 作成人の朱印あり；他とともに綴じられていたものの断片か；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 引越沙造営業御免許願【下書】 | 明治18年9月30日 | | 山形県羽前国南村山郡25番地沙造営業人佐藤田助、保証人3名→山形県令折田平内 | | 34Q/11/6 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 御受書【佐藤田助弟引越営業について】 | 明治18年9月30日 | | (南村山郡長谷堂村牧野伴内、他2名→山形県令折田平内) | 1枚 | 34Q/11/13 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |

| № | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|---|------------------------------------|---------------------|-----------------|---|-------|-----------|------------------------------|
| 1 | 通達仰【地方税其他不納者台帳に關し事務上確漏ありにより、写または控】 | 明治18年10月10日 | | 北村山郡野音寺村外三ヶ村戸長岡田清八郎→山形県令折田平内代理山形県右書記官横川濯蔵 | 1紙(仮) | 34Q/11/15 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 紛失物発見御届 | 明治18年10月31日 | | (北村山郡東根村字花岡新地番十郎内新地デーン→仙台警察署作並分署長警部補代理佐田新一) | 1状 | 34Q/11/12 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 改姓之義ニ付願 | 明治18年10月 | | 北村山郡奥山村清野番八→山形県北村山郡長森河江幸三 | | 34Q/11/5 | 作成人の黒印あり；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (学務委員廢止に伴う教育費申出手続に關し連) | 明治18年12月1日 | | 山形県北村山郡長森河江幸三→戸長 | 1紙(仮) | 34Q/11/16 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (岡山村大江左四衛門ほか免許税未納に付應札引揚の取計らい依頼、写) | (明治18年) | (明治18年) | 野音寺外三ヶ村戸長役場一伍長橋井多蔵・岡片綱藏蔵・岡片綱助助 | 1状 | 34Q/11/33 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (裁判に關するメモ)(審願下審カ) | 明治20年2月1日～明治23年7月5日 | | | 1状 | 34Q/11/29 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 名和新田併地調 | 3月22日 | | 後沢村太田善四郎→岡田清八郎 | 1紙(仮) | 34Q/11/35 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (審問)【久米藏屋敷地神明宮淺々間敷にかんし地界調査依頼】 | 6月20日(明治) | | 大江権藏→岡木野二等岡田 | 1状 | 34Q/11/21 | 縫部分一部別離；34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 配【指金額報告】 | 7月25日 | | 東根 伝造→岡田久右衛門 | 1状 | 34Q/11/39 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | (審問)【買地証証文の件】 | 9月30日 | | 岡田→小池；小池→岡田 | 1状 | 34Q/11/7 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |
| 1 | 取立金調【写】；御役所より申越御下ヶ金割受調節 | 子10月11日～子10月19日 | 子10月18日/子10月19日 | 新五郎；久右衛門 | 1紙(仮) | 34Q/11/34 | 34Q/11/1-39は一括して一袋入 |

| バノ | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|----|-------------------------------------|--------------------|--------|-----------------------------------|-------------|--------------|---------------------------------|
| i | (書簡) (新道の件につき下案への加除依頼云々、今堂門治郎宛書簡同封) | 10月25日～10月26日 | 10月26日 | 後沢栄一岡木楚岡田清八郎 | 4状 | 34G/11/25 | 34G/11/1-39は一括して一袋入 |
| i | 第二部教育費 (メモ断簡) | | | (観音寺村) | 1状 | 34G/11/14 | 前後関係不明の断簡；34G/11/1-39は一括して一袋入 |
| i | 記 (大石田より周辺への運賃および里程書き上げ) | | | | 1状 | 34G/11/22 | 34G/11/1-39は一括して一袋入 |
| i | (里程調) (断簡) | | | | 3状 | 34G/11/24 | 34G/11/1-39は一括して一袋入 |
| i | (略絵図) (久右衛門・久七・権兵衛所有地および大川) | | | | 1状 | 34G/11/30 | 34G/11/1-39は一括して一袋入 |
| i | (地番・面積・人名書上) | | | | 1状 | 34G/11/31 | 34G/11/1-39は一括して一袋入 |
| Fi | (山林立木・反別書類) | 明治8年10月～明治10年6月18日 | | | 5状2綴 (仮) | 34G/11/40-43 | 34G/11/40-43は一括して一袋入 |
| i | (林草生地等の分限の現況取調報告、下書きカ) | 明治8年10月 | | 右村 副右長今野新左衛門・岡大江権蔵・戸長岡田清八郎→地租改正掛 | 1綴 (仮) | 34G/11/42 | 「山形県管内」兼使用；34G/11/40-43は一括して一袋入 |
| i | 記 (林草生地等の分限の現況取調報告、大江新田分、下書きカ) | 明治8年10月 | | 第三大区小三区大江新田地主大江権蔵→地租改正係 | 1綴 (仮) | 34G/11/43 | 「山形県管内」兼使用；34G/11/40-43は一括して一袋入 |
| i | 山林拝借地税金取調書 [控] | 明治10年6月18日 | | (第三大区一小区観音寺村願人横菅左衛門、他2名→山形県令三嶋通借) | 3状 | 34G/11/41 | 「山形県管内」兼使用；34G/11/40-43は一括して一袋入 |
| i | 霞ノ子山仮蹟定並立木払日記簿 [下書きカ] | (明治10年) | | (世話方惣代五七、他11名) | 2状 | 34G/11/40 | 「山形県管内」兼使用；34G/11/40-43は一括して一袋入 |

| レト 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|--|---------------|--------------|--|
| Fi (地方税関係書類) | 明治9年～明治19年8月2日 | | | 2枚3組 (仮) | 34G/11/46-50 | 34G/11/46-50は一括して一袋入 |
| i (地租未納督促および諸顧問書式に關し連、写) | 明治9年～明治10年1月9日 | 明治10年1月8日、1月9日 | 第三大区一小区石筋所一右十二ヶ 郡里正保正 | 1組 (仮) | 34G/11/49 | 34G/11/46-50は一括して一袋入 |
| i 上納証〔十八年度自家用料酒御禮札料〕 | 明治18年10月28日 | | 北村山郡観音寺村外三ヶ村戸長岡田清八郎一山形県北村山郡長森河江李三 | 1枚 | 34G/11/48 | 作成人の朱印あり；34G/11/46-50は一括して一袋入 |
| i 地方税未納之儀ニ付上申〔未納者附添圖添付、控〕 | 明治19年8月2日 | | 北村山郡観音寺村外三ヶ村戸長岡田清八郎一元山形県北村山郡長森河江李三 | 1組 (仮) | 34G/11/46 | 34G/11/46-50は一括して一袋入 |
| i 地方税未納之儀ニ付上申〔下書き〕 | 明治19年8月2日 | | 北村山郡観音寺村外三ヶ村戸長岡田清八郎一元山形県北村山郡長森河江李三 | 1枚 | 34G/11/47 | 34G/11/46の下書きか；34G/11/46-50は一括して一袋入 |
| i 未納人名簿 | | | 観音寺村 | 1組 (仮) | 34G/11/50 | 34G/11/46-50は一括して一袋入 |
| Fi (地租改正関係書類) | 明治9年12月5日～明治18年10月14日 | | | 6組 (仮) 11枚 | 34G/11/51-60 | 34G/11/51-60は一括して一袋入 |
| i 記〔第三大区一小区石和薪田民費取調報告〕 | 明治9年12月5日～31日 | 明治10年1月 | 右薪田地主岡田久右衛門代理岡田清八郎 | 1組 (仮) | 34G/11/53 | 組部分と書名部分に作成人朱印あり；「山形県管内」裝使用；34G/11/51-60は一括して一袋入 |
| i 地租改正係人心得一圖〔手控〕 | (明治9年カ) | | (地租改正係大江渡一郎、岡田弥兵衛) | 1組 (仮) | 34G/11/55 | 「山形県管内」裝使用；34G/11/51-60は一括して一袋入 |
| i 地券書換之儀ニ付願〔送附田売買に付、関連書類とも、写〕 | 明治12年2月～明治12年3月10日 | 明治12年2月 | 売人北村山郡観音寺村小笠兵吉・買人岡田久右衛門岡田久右衛門一山形県令三嶋通磨 | 5枚 | 34G/11/54 | 34G/11/51-60は一括して一袋入 |
| i 地券書換之儀ニ付願〔控〕 | 明治12年2月 | | (観音寺村売人小笠兵吉・岡田買人岡田久右衛門・戸長村山和十郎一山形県令三嶋通磨) | 1組 (仮) | 34G/11/59 | 小笠・岡田の黒印および村山の朱印あり；組部分に小笠の黒印あり；34G/11/51-60は一括 |

| № | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|----|-----------------------------|------------------------|------|--|-------------|--------------|---------------------------------------|
| 1 | 寛地及清地調之儀ニ付御届 | 明治18年10月14日 | | 北村山郡観音寺村外三ヶ村戸長岡田清八郎→山形県北村山郡長家河江幸三 | 1状 | 34Q/11/60 | 34Q/11/51-60は一括して一袋入 |
| 1 | (前三大区元小四区名和新田地内改反別書上) | | | | 1根 (仮) | 34Q/11/51 | 34Q/11/51-60は一括して一袋入 |
| 1 | 改姓地租引直願 (下巻) | | | 山形県下羽前田村山郡第一大区十五小区南蔵権村農民一同惣代岡村々長72番地・同議員 | 1根 (仮) | 34Q/11/52 | 「山形県管内」 兼使用；34Q/11/51-60は一括して一袋入 |
| 1 | (四巻帳【反別収獲米および地価書上】綴り) | | | | 1根 (仮) | 34Q/11/56 | 34Q/11/51-60は一括して一袋入 |
| 1 | (等級および佃数一覧表) | | | | 1状 | 34Q/11/57 | 34Q/11/51-60は一括して一袋入 |
| 1 | (字中川原・白金・本郷小作地反別および小作人書き上げ) | | | | 4状 | 34Q/11/58 | 34Q/11/51-60は一括して一袋入 |
| Fi | (戸籍下調) | 明治6年12月31日～ (明治9年カ) | | | 2状2根 (仮) | 34Q/11/61-64 | 34Q/11/61-64は一括して一袋入 |
| 1 | (年齢別男女別人口調) | 明治6年12月31日 | | | 1根 (仮) | 34Q/11/61 | 「山形県管内」 兼使用；付箋別帳；34Q/11/61-64は一括して一袋入 |
| 1 | 出生記・死去記 | 明治8年1月1日～明治8年6月30日 | | | 1根 (仮) | 34Q/11/63 | 「山形県管内」 兼使用；34Q/11/61-64は一括して一袋入 |
| 1 | 寄留証券 (下書き) | (明治9年カ) | | 第三大区小三区観音寺村98番地居住商大江新蔵長男大江利八 | 1状 | 34Q/11/64 | 「山形県管内」 兼使用；34Q/11/61-64は一括して一袋入 |
| 1 | (人名出生年等書き上げ) | | | | 1状 | 34Q/11/62 | 「山形県管内」 兼使用；34Q/11/61-64は一括して一袋入 |

| バツ 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|-----------------------------------|-------------------------|------|--|-------------|-----------|----------------------------------|
| 1 山形県官員録 | 明治7年3月(発行) | | 活版社(発行) | 1冊(10 丁) | 34Q/11/65 | 板本;本アイテムのみで一袋 |
| 1 (地籍調査・地租上納に関する諸 通、写) | 明治9年9月28日~明 治9年10月2日 | | (山形県地籍係、他3機関~第三 大区小三区正副区長) | 1組(仮) | 34Q/11/66 | 「山形県管内」兼使用;本アイテム のみで一袋 |
| 1 耕地差配証券【控】 | 明治10年1月25日 | | 第三大区一小区観音寺村差配主岡 田五兵衛・証人岡田久五郎一岡区 東根村柴田八兵衛 | 1組(仮) | 34Q/11/44 | 「山形県管内」兼使用;本アイテム のみで一袋 |
| 1 耕地小作之証券【岡山村地内字西向七】 | 明治10年4月30日 | | 第三大区一小区岡山村小作人大江 長三郎・岡加印人大江左蔵一岡区 観音寺村岡田久右衛門 | 1状 | 34Q/11/45 | 作成人の黒印あり;「証券界紙」使 用;本アイテムのみで一袋 |
| 1 (無尽金管理覚力) | 弘化2丑3月23日 | | | 1状 | 34Q/24/3 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| 1 無尽借入証文之事 | 弘化2年巳3月 | | (観音寺村金預主平五郎、他3名 一私共借金無尽御連中衆;名主久 右衛門返書名) | 1状 | 34Q/24/7 | 作成人の黒印あり;34Q/24全体で一 括一袋入り |
| 1 覚(無尽金管理、不用) | 弘化2巳年2月25日 | | | 3状 | 34Q/24/8 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| 1 (厩宅普願並に他村より田畑開墾の阿無 尽を寄につき連名) | 弘化3午年2月17日 | | 右触出入援助 | 1状 | 34Q/24/1 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| 1 (観音寺村耕地絵図、添状付) | 弘化3午年8月 | | 観音寺村百姓代藤七・組頭権蔵・ 名主久右衛門 | 1状 | 34G/12/6 | 彩色;34G/12全部で一袋 |
| 1 観無尽引取出金引受証事 | 嘉永2酉年正月 | | 観音寺村右出金引受主久四郎・加 判人弥七一岡村岡村役人衆・蔵無 尽御連中衆 | 1状 | 34Q/23 | 作成人の黒印あり |
| 1 (観音寺村絵図、添状付) | 嘉永2酉年6月 | | (観音寺村百姓代藤七、他組頭・ 名主6名一東根御役所) | 1状 | 34G/12/4 | 作成人の黒印あり;彩色;34G/12全 部で一袋 |

| № | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|---|---|-----------------|------|---|-------|-----------|------------------------------------|
| 1 | 屋敷借用証文之事 | 嘉永2年閏8月 | | 借用主藤兵衛・受人市兵衛・岡久七→当村普蔵 | 1状 | 34Q/17/18 | 作成人の黒印あり；34Q/17全体で「借用金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 無尽借入証文之事 | 嘉永2閏年12月 | | (観音寺村無尽金預主辰五郎、他2名→御連中衆；右村名主代組頭権蔵添署名) | 1状 | 34Q/15/2 | 作成人の黒印(含割印)あり；34Q/15/1と一揃に保存 |
| 1 | 万手控日記帳 | 嘉永3年戊正月26日 | | 観音寺村久右衛門 | 1冊 | 34Q/10 | 鉄つき(「手控帳入」の上書あり) |
| 1 | 放下人并弟子奉公出別帳〔年季奉公人取手形之取/借地証文之事/放下人取手形之事、控〕 | 嘉永3年正月 | | 観音寺村 | 1冊 | 34Q/1 | 各書類の冒頭に墨で割印；後二書類には作成者の黒印あり |
| 1 | 金子借用証文之事(流木前金) | 嘉永3戊年7月～嘉永3戊年8月 | | (観音寺村金借用人吉郎右衛門、他7名→羽生村正吉) | 1紙(仮) | 34Q/18 | 作成人の黒印あり；返済にかんする書込あり |
| 1 | (観音寺村絵図、添状付) | 嘉永4年亥8月 | | (観音寺村百姓代藤七、他組頭6名→東扱御役所) | 1状 | 34Q/12/3 | 彩色；34Q/12全部で一袋 |
| 1 | 田地受戻し無尽捨五番座出金調左々 | 嘉永5子年4月6日 | | | | 34Q/17/14 | 34Q/17全体で「借用金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 無尽金預り証文之事 | 嘉永6丑年2月23日 | | 東扱村金預主卯蔵・観音寺村購入平四郎→御連中衆 | 1状 | 34Q/17/6 | 作成人の黒印あり；34Q/17全体で「借用金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 無尽借入証文之事 | 嘉永6丑年12月 | | (観音寺村金預主園蔵、他3名→当村普蔵金無尽御連中衆；右村名主久右衛門添署名) | | 34Q/17/7 | 作成人の黒印あり；34Q/17全体で「借用金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 流地田相渡証文之事 | 嘉永7寅年12月 | | (観音寺村田地渡主幸右衛門、他3名→野川村茂兵衛；組頭文治郎添署名) | 1状 | 34Q/17/10 | 作成人の黒印あり；34Q/17全体で「借用金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 年賦講金預証文之事 | 安政2卯年11月 | | (六田村講金預り主通助、他2名→観音寺村御蔵方結起頼母子御連中衆；名主添署名) | 1状 | 34Q/17/8 | 作成人の黒印あり；34Q/17全体で「借用金証文」として一括一袋入り |

| バブル 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|---------------------------------|---------------------|------|--|--------------|-----------|---|
| 1 春拝借金子証文之事 | 安政4巳年12月朔日 | | (観音寺村百姓代重兵衛、他6名 →東根陣役所) | 1状 | 34G/17/11 | 作成人の黒印あり；蠟書書に内容振 記あり；34G/17全体で「借入金証 文」として一括一袋入り |
| 1 他出荷物通手形御印紙（業多業粉） | 安政6未年6月；慶応 4辰年7月 | | 観音寺村（大石田役所宛） | 1組 | 34G/7 | 組のうち2通分のみ使用済；久右衛 門および藤七の黒印あり |
| 1 年賦借金預証文之事 | 安政6未年10月7日 | | (観音寺村五分方金預主久右衛 門、他1名→後沢村専八詰附無尽 御連中衆；名主丞署名) | 1状 | 34G/20/2 | 作成人の黒印あり；34G/20全体で 「預り金証文」として一括一袋入り |
| 1 当申家数人別増減仕訳書上帳 | 安政7申年3月 | | 羽州村山郡観音寺村（観音寺村百 姓代重兵衛・組頭権蔵・名主久右 衛門→東根陣役所） | 1冊 | 34G/2 | 作成人の黒印あり（含む組頭の削 印） |
| 1 年賦金返済証文之事 | 安政7申年閏3月 | | (観音寺村金借用人甚内、他3名 →羽入村力三郎；右村久右衛門丞 署名) | 1状 | 34G/17/20 | 作成人の黒印あり；雑紙部分別離； 34G/17全体で「借入金証文」として 一括一袋入り |
| 1 借入金証文之事〔反故〕 | 文久元酉年6月23日 | | 観音寺村金借用人重兵衛・受人勘 兵衛・同権八・同新左衛門・同権 政→同村藤七 | 1状(包紙 貼付) | 34G/19/2 | 作成人の黒印あり；包紙に内容に関 し記載あり；34G/19全体で一括一袋 入り |
| 1 覚〔観音寺村名主久右衛門より金受取に つき〕 | 文久3亥年正月七日 | | 原村田墨→新田村清藏 | 1状 | 34G/17/3 | 作成人の黒印あり；34G/17全体で 「借入金証文」として一括一袋入り |
| 1 (野川村より観音寺村江相掛借用水絵 図、写、添状付) | (文久3亥年7月) | | (東根会所→観音寺村（もとは観 音寺村田中百姓権蔵、他20名→御 会所）) | 1冊 | 34G/13 | 彩色；雑紙部分に押印あり |
| 1 預借金証文之事〔反故カ〕 | 文久4子年正月 | | 観音寺金預主久右衛門・取次人長 太郎→沼沢村文吉 | 1状 | 34G/20/3 | 作成人の黒印あり；34G/20全体で 「預り金証文」として一括一袋入り |
| 1 金子借用証文之事〔反故カ〕 | 元治元年4月 | | (観音寺村金借用人重兵衛、他6 名→同村藤七) | 1状 | 34G/19/1 | 作成人の黒印あり；34G/19全体で 「酒田買替米代金為替手形借用証 文」として一括一袋入り |
| 1 金預証文之事 | 元治元子年9月22日 | | 観音寺村金預主久右衛門・加判人 清八→同村長作 | 1状 | 34G/20/1 | 作成人の黒印あり；34G/20全体で 「預り金証文」として一括一袋入り |

| № | 表題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|---|----------------------------|----------------|------|--|---------|-----------|--|
| 1 | 飯浜口証文〔沢渡村一件清算立会并?人立入につき、写〕 | 明治4未年3月28日 | | (沢渡村所松方惣代組頭菅原与兵衛、惣3名一山形県御役所) | 1冊 | 34Q/4 | 表紙に内容を示す付箋あり |
| 1 | 新開道御願書 | 明治6年12月 | | (第三大区小四区野川村・観音寺村) | 1冊 | 34Q/3 | |
| 1 | (陸奥国加美郡吉岡駅通新道開路申請書、送状付) | 明治8年10月13日 | | (第三大区小三区野川村・観音寺村志願人一山形県権令岡口隆吉) 第三大区小三区野川村 志願人組 | 1状 | 34Q/12/5 | 彩色; 作成人の黒印あり; 34Q/12全部で一袋 |
| 1 | 他村より田畑開墾ニ付地代金贈送り発端無尽通中左之通 | 己3月21日 | | (三管座) | 1状 | 34Q/17/12 | 34Q/17全体で「借入金証文」として一括一袋入り |
| 1 | (蔵無尽取立分覚) | 午3月23日 | | | 1状 | 34Q/24/5 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| 1 | おほへ〔田地受戻にかんする覚〕 | 子7月晦日 | | | 1状 | 34Q/17/4 | 34Q/17全体で「借入金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 覚〔寅年年賀・請懸勘定および米・金繰出入〕 | 丑8月23日～9月28日;寅 | | 久右衛門一源助; 源七 | 2状 | 34Q/21 | 史料2通の間隔ははっきりしないが、一括一袋入り |
| 1 | 覚〔無尽金管理〕 | 辰11月25日 | | | 1状 | 34Q/24/2 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| 1 | (無尽金管理覚カ) | 辰11月29日 | | | 1状 | 34Q/24/4 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| 1 | (借筒)〔村方年賦金勘定依頼〕 | 12月27日 | | 羽入村高橋力三郎一観音寺御苗久右衛門 | 1状(包紙有) | 34Q/17/17 | 34Q/17全体で「借入金証文」として一括一袋入り |
| 1 | 他村より田畑開墾ニ付地代金贈送り発端無尽通中左之通り | (弘化2年以後) | | | 1状 | 34Q/17/5 | 増添書きに「不要成」とあり; 34Q/17全体で「借入金証文」として一括一袋入り |

| バム 図題 | 記載年代 | 作成年代 | 作成者・宛先 | 数量 | 請求番号 | 備考 |
|-------------------------------|------|------|-----------------------|-------|-----------|--|
| I (野川延慶寺村覚所書上絵図) | | | (観音寺村名主新五郎、惣組頭・百姓代6名) | 1状 | 34Q/12/11 | 作成人の黒印あり；34Q/12全部で一袋 |
| I (村絵図雛形)【作成にかんする指示送付】 | | | | 1状 | 34Q/12/12 | 彩色；34Q/12全部で一袋 |
| I | | | 【村絵図下書き】 | 1状 | 34Q/12/13 | 彩色；34Q/12全部で一袋 |
| I (山岳図)【大沢、ねこ沢など】 | | | | 1状 | 34Q/12/14 | 継ぎ部分がほとんど割離し、4部になっている；34Q/12全部で一袋 |
| I 借り【借入金にかんする覚、および済み分にかんするメモ】 | | | | 2状 | 34Q/17/1 | 34Q/17全体で「借入金証文」として一括一袋入り |
| I くじ引方選名覚 | | | | 1状；1束 | 34Q/17/2 | こよりの束の挟み込みあり；34Q/17全体で「借入金証文」として一括一袋入り |
| I 覚【人別金銭書上、不用】 | | | | 1状 | 34Q/24/6 | 34Q/24全体で一括一袋入り |
| I (雑断簡) | | | | 2状 | 34Q/24/9 | 34Q/24全体で一括一袋入り |